

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
Schimmelpenninck v. Byrne (In re Schimmelpenninck)	183 F.3d 347	5th Circuit	July 29, 1999	オランダで倒産手続をした法人の債権者が、倒産法人の子会社に対して、米国で訴えを提起（法人格否認による請求）。これに対して、オランダ倒産手続の管財人が、同訴訟の停止を求めた。	旧304条に基づき、管財人のみの子会社に対する手続きを採れるとして、訴訟の停止が可能と判断（破棄差戻）。
J.A. JONES CONSTRUCTION GROUP	333 B.R. 637	Eastern District of New York	November 29, 2005	債権者が建設会社を債務不履行で訴えたところ、同社の親会社（カナダにて倒産手続）の保全管理人が同訴訟の停止を求めた。	外国倒産手続の承認がないので訴訟停止は不可。但し、同承認手続を採る機会を与えるべく、60日間の猶予を与え、次回期日を延期した。
In re RSM Richter Inc. v. Aguilar (In re Ephedra Prods. Liab. Litig.)	349 B.R. 333	Southern District of New York	August 11, 2006	カナダ倒産手続における債権調整手続の結果について、同手続のMonitorが米国での承認を求めた。債権者は、陪審員制による手続でないとして承認を争った。	カナダ債権調整手続は米国手続と異なるが、米国公益に反するわけではないとして、承認をした。
In re SPhinX	351 B.R. 103	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	September 6, 2006	ケイマン倒産手続の清算人が米国で外国倒産手続承認を求めた。	一時停止のみを目的としているとして主要手続としては非承認。非主要手続として承認
In re Tri-Continental Exch	349 B.R. 627	Bankruptcy Court for the Eastern District of California	September 11, 2006	SVG倒産手続の清算人が米国内資産（差押済み。債権者に担保権あり）の清算人への引き渡しのため主要手続としての承認を求めた。	SVG手続を、主要手続として承認。資産の清算人への解放について、制限を課することは不要と判断。
Iida v. Kitahara	377 B.R. 243	9th Circuit	July 20, 2007	日本で破産手続開始決定を受けた自然人（ハワイ法人の役員であり株式を保有）の破産管財人が、株主権を行使して、破産者を役員から解任し、現地人を代表者として選任した。これに対し、破産者が、管財人及び新代表者を被告として、訴えを提起した（株主権確認、役員復帰、ハワイ法人資産の売却停止）。 なお、その後、破産管財人が外国倒産手続の承認を求め、同申請は承認されている。	外国管財人が株主権を行使する前に、米国で管財人としての承認を得る必要はないとして、破産者の請求を否定（原判決を認可）

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
In re Bear Stearns High-Grade Structured Credit Strategies Master Fund, Ltd.	374 B.R. 122	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	August 30, 2007	ケイマン倒産手続の清算人が米国で外国倒産手続承認を求めた。	主要手続としても非主要手続としても承認せず →上級審 (389 B.R. 325)
In re Loy	380 B.R. 154	Bankruptcy Court for the Eastern District of Virginia	December 18, 2007	英国人の倒産手続の管財人が、債務者が米国に有する不動産に対して訴訟係属予告登記を実施。その後に、管財人が倒産手続承認を求めたところ、債務者が、承認前の予告登記実施は不適切であるとして、承認を争った。	不動産に外国破産の旨の予告登記を実施したからと言って、クリーンハンズ原則に違反するものではないとして、英国倒産手続を主要手続として承認。但し、予告登記の抹消にかかる争いを債務者に禁止する措置はおこなわず。
In re Basis Yield Alpha Fund	381 B.R. 37	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	January 16, 2008	ケイマン倒産手続の保全管理人が同倒産手続承認を求めた。	主要利益中心地 (COMI) に疑義ありとして、略式裁判での承認はおこなわず、証拠調べを別途要するとした。
LAVIE v. RAN	384 B.R. 469	Southern District of Texas	February 6, 2008	イスラエルの個人破産手続の管財人が同手続の承認を求め、原審は、これを否定した。管財人が不服申立て。	自然人のCOMI判断基準を示し、原決定を破棄し、差し戻した。 →差戻審 →上訴審 (406 B.R. 277)
In re Ernst & Young, Inc.	383 B.R. 773	Bankruptcy Court for the District of Colorado	February 8, 2008	カナダ倒産手続 (Recievership Proceeding) について承認申請	主要手続として承認したうえ、管財人に報告書を裁判所に提出するよう命じた。
In re Tradex Swiss AG	384 B.R. 34	Bankruptcy Court for the District of Massachusetts	March 12, 2008	債務者会社について、米国で債権者破産 (Chapter 7) の申立てあり。債務者会社についてスイス倒産手続が開始され、管財人が米国で承認を求めた。管財人は、Chapter 7 は不要またはChapter 15 手続に統合すべしと主張。	スイス手続を主要手続としては承認せず、非主要手続として承認。債権者申立破産Chapter 7 を認容。両手続を統合せよとの動議は棄却した。
In re: OVERSIGHT AND CONTROL COMMISSION OF AVANZIT, S.A.	385 B.R. 525	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	April 18, 2008	スペイン倒産手続で更生計画が認可された後、同倒産手続 (債権者のした相殺を無効としたもの) の承認申立てあり。相殺をした債権者は、同倒産手続は既に終了したと反論。	計画認可後であっても、倒産手続はなお係属しているとして、手続きを承認した。相殺の有効性については、判断せず。

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
In re: BEAR STEARNS HIGH-GRADE STRUCTURED CREDIT STRATEGIES MASTER FUND, LTD.	389 B.R. 325	Southern District of New York	May 22, 2008	(374 B.R. 122の上級審)	ケイマンにCOMIなしとして主要手続を承認せず。また、事業所 (Establishment) も無いとして非主要手続としても承認せず (原決定を認可)
In re Betcorp Ltd	400 B.R. 266	Bankruptcy Court for the District of Nevada	February 9, 2009	オーストラリアの会社清算手続の清算人が、米国で係属中の訴訟 (特許侵害訴訟) の自動停止を目的として、倒産手続承認を申請した。原告 (特許権者) は、同清算手続は、倒産手続ではないと争った。	清算手続も承認対象となる。COMI (承認申立時) は、法人登録地で清算事務地で主要資産所在地でもあるオーストラリアにある。主要手続として承認。
FOGERTY v. CONDOR GUARANTY	411 B.R. 314	Southern District of MISSISSIPPI	February 9, 2009	ネビスの清算手続の清算人が、倒産手続の承認を米国で得たうえで、その後に否認権行使の訴えを、流出財産所在地である米国裁判所に提起した。被告は、事物管轄がないとして棄却を求めた。	否認権行使はChapter7, 11 によるべきで、Chapter 15 承認を受けた外国管財代表が提起した、外国法に基づく否認権行使の訴えについて、米国裁判所には事物管轄がない。 →上級審で破棄差戻 (601 F.3d 319)
Lavie v. Ran	406 B.R. 277	Southern District of Texas	March 30, 2009	(384 B.R. 469の差戻後決定に対する上訴事件)	COMIの判断時は承認申立時。COMIなしとして主要手続承認を否定。Establishment なしとして非主要手続も否定。 →上級審も支持 (607 F.3d 1017)
In re: ATLAS SHIPPING	404 B.R. 726	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	April 27, 2009	債務者が有する銀行口座に対し債権者が差押を実施。債務者がデンマークで破産し、その管財人が同手続の米国での承認を得た。その後、管財人は債権差押の解除を求めた。債権者は、Chapter 7, 11 手続でないとして、差押解除に反対した。	債権差押解除を認め、管財人への財貨引渡しを承認した。

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
In re Gold & Honey	410 B.R. 357	Bankruptcy Court for the Eastern District of New York	August 21, 2009	債権者銀行が債務者に対してイスラエルでReceivership 手続を申請。その後、債務者が米国でChapter 11 手続を開始し自動停止効が生じたが、債権者は上記手続を続行させイスラエルで管財人が選任された。同管財人は米国での承認を求めた。	イスラエル倒産手続は、(1) 主要手続でも非主要手続でもない、(2) 米国の自動停止に対する違反である、(3) 裁判所監督による集团的債務処理ではない、として承認せず。
In re Metcalfe & Mansfield Alternative Invs	421 B.R. 685	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	January 5, 2010	カナダ倒産手続にて、債務者のみならず非倒産債務者(第三者)に対する免責を含む再生計画が可決認可された。同手続のMonitor が米国にて、同手続及び同認可決定の効力の承認を求めた。	第三者責任免除条項を含む再生計画の認可決定について、米国内効力を承認した。
Tacon v. Petroquest Res. Inc. (In re Condor Ins. Ltd.)	601 F.3d 319	5th Circuit	March 17, 2010	(411 B.R. 314の上級審)	外国法に基づく否認権行使適格を肯定(破棄差戻し)
In re British Am. Ins. Co.	425 B.R. 884	Bankruptcy Court for the Southern District of Florida	March 22, 2010	同一債務者(Bahama法人)について、Bahama倒産手続の管財人とSVG倒産手続の管財人が、各々、承認を求めた。米国裁判所は両案件を同時審理した。	BahamaにCOMI無く主要手続として認めず、Establishment無く非主要手続としても認めず。SVGについては、非主要手続として承認した。
CAXTON INTERNATIONAL	LEXIS 42216	Southern District of New York	April 28, 2010	BIV法人の清算人が、第三債務者が預かり保管中の金員にかかる競合権利者確定手続への当事者参加を求めた。BVI法人は、清算人の米国内権限を争った。	倒産承認ないため、清算人につきBVI法人の代表適格を否定した。 →結果(721 F. Supp. 2d 253)
LAVIE v. RAN	607 F.3d 1017	5th Circuit	May 27, 2010	(406 B.R. 277の上級審)	外国倒産の承認を否定(原決定を認可)
CAXTON INTERNATIONAL	721 F. Supp. 2d 253	Southern District of New York	June 22, 2010	(LEXIS 42216の続行事件)	全令状法(All Writs Act)に基づく保管金支払請求を棄却した。

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
Bickerton v. Bozel S.A.	434 B.R. 86	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	July 20, 2010	BVI法人W社はB社の100%株主。W社について清算手続開始。B社はChapter 11を申請。W社清算人は、B社の役員を更迭。W社清算人は、B社旧役員等を被告として、訴えを提起した（W社清算人がB社株主として、B社役員変更等の株主権利を行使できることの確認等）。被告は、「BVI手続の承認が未了につき、清算人は当事者適格を欠く。」として動議を提出。	BVI清算手続は、B社の親会社にかかる手続であり、原告はB社の株主として救済を求めているだけであるから、Chapter 15は適用されない。株主権行使権限につき承認を経由せずとも、清算人は当事者適格を有する。（動議棄却。審理続行）
In re JSC BTA BANK	434 B.R. 334	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	August 23, 2010	債権者が債務者に対してスイスにて仲裁手続を開始。その後、債務者について、カザフスタン倒産手続が開始され、米国で同手続が承認されたが、仲裁手続は続行。債務者の管財人が、債権者による仲裁手続の継続行為は、裁判所侮辱（自動停止の違反）である旨の動議を提出した。（その後、仲裁判断が出される＝債務者敗訴）	米国外で実施される仲裁手続は、当該手続が米国内の債務者財産に関するものでない限り、自動停止の対象外であるとして、動議を棄却した。
In re Grant Forest Prods	440 B.R. 616	Bankruptcy Court for the District of Delaware	November 23, 2010	カナダ倒産手続において債務者（取締役等）でなく、同手続のMonitorが米国国税当局に申告書を提出することを可とする決定がなされ、同決定は米国で承認を受けた。米国国税当局は、同決定に対し、再考を求める動議をおこなった。	Monitor自身は、租税義務を負担しておらず、申告書提出義務がない（動議を棄却）。
Vitro v. ACP Master	455 B.R. 571	Bankruptcy Court for the Northern District of Texas	June 24, 2011	親会社の債務を子会社が債権者に対して保証。同親会社がメキシコで倒産手続を開始し、子会社免責を含む計画案が成立見込み。同親会社の管財人が米国で承認を求め、保全処分として、債権者の法的手続を停止するよう求めた。	親会社に対する債権取立手続の停止は認める。子会社に対する債権取立手続の停止は法律上は可能だが、本件では、親会社への被害、衡平性、公益性の点で、要件を満たさないとして停止を認めず。 →関連上訴（701 F.3d 1031）
In re Toft	453 B.R. 186	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	July 22, 2011	ドイツ人の破産事件の管財人が、ドイツ裁判所及び英国裁判所から、郵便物及び電子メールの傍受権限の付与決定を受けた。同管財人は、破産事件の承認を求め、あわせて、傍受決定の米国での承認を求めた。	債務者やISP会社に弁明機会を与えず、傍受決定を求める旨の動議は、米国公益に反するので、棄却する。承認手続を継続するには債務者呼び出しが必要である。

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
In re Fairfield Sentry Ltd	458 B.R. 665	Southern District of New York	September 19, 2011	BIV法人の清算人が、同法人の株式償還により金員の支払いを受けた旧株主（投資者）に対して、不当利得・否認対象であるとして訴訟を多数提起。倒産手続の承認の後、破産裁判所が同訴訟を集約して審理を開始。被告は、本訴はBVI法に関する請求であり、破産裁判所に事物管轄なしとして争った。原審は再考動議を棄却。被告が不服申立て。	原告の請求は、米国連邦倒産法に基盤を有する請求ではない等として、破産裁判所の否認訴訟の管轄権を否定（破棄・差戻し） →関連事件（714 F.3d 127）
CT Inv. Mgmt. Co., LLC v. Carbonell	WL 92359	Southern District of New York	January 6, 2012	債務者法人がメキシコで倒産手続を開始し、メキシコ裁判所は、保証人（債務者法人の関連会社）に対する請求の停止決定を出し、米国裁判所も同決定を承認した。債権者は、保証人を被告として米国で提訴。債務者法人の外国管財人が、同訴訟の停止を求めたところ、債権者は、「債務者法人は訴訟の当事者ではないとして、停止申立ての適格がない」と反論した。	礼譲原則が適用されるとして、保証人への訴訟手続を停止した。
In re Millennium Global Emerging Credit Master Fund	474 B.R. 88	Southern District of New York	June 25, 2012	バミューダ清算手続の清算人が、米国での手続承認を申請。COMIがバミューダか英国かが争点となった。破産裁判所は、バミューダ手続を主要手続として承認。これに対して、利害関係人が不服申立て。	COMIの判断基準は、債務者の本店所在地、実際の業務場所、主要資産の所在地、多数債権者の所在地、関連紛争にかかる法域を考慮する。原決定を認可。（COMI判断時が清算手続開始時か承認申請時かの論点は立ち入らず）。
In re Gerova Fin	482 B.R. 86	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	October 22, 2012	バミューダ清算手続の清算人が、米国での手続承認を申請。債権者は、費用が高む、清算手続は上訴中である、多数債権者が反対している、単独債権者による強制清算を弁済により回避できるとのバミューダ手続は米国公益に反するとして、承認に反対した。	COMIがバミューダにあると認定。費用や多数債権者意向はバミューダ裁判所が考慮すべきことである、外国手続の確定や非上訴は承認要件でない、単独債権者による強制清算制度は米国の公益に明白に反するとまでは言えないとして、主要手続として承認した。

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
In re Elpida Memory	LEXIS 5367	Bankruptcy Court for the District of Delaware	November 16, 2012	日本で会社更生手続が開始。更生管財人は、同手続の承認を米国で取得。米国内資産（特許権）の売却等につき、東京地裁の許可を受けた管財人が、米国倒産法363条の売却申立てをおこない、東京地裁決定をそのまま承認するよう求めた。	通常の営業過程でなく資産売却をする場合、 （1）ビジネス上の必要性、（2）売却価額の公正性、（3）適切な告知、（4）買主の誠実性が要件として必要であるとして、管財人に対して、期限内に証拠を提出するよう命じた。
AD HOC GROUP OF VITRO NOTEHOLDERS v. VITRO SAB DE CV	701 F.3d 1031	5th Circuit	November 28, 2012	（455 B.R. 571の関連上訴事件） メキシコ裁判所が親会社の再生計画（子会社の保証債務は消滅）を認可。米国の原審は、メキシコ倒産手続を承認するも、計画を認可したメキシコ裁判所の決定の承認は否定した。債権者は、倒産手続がDIP型であるとして不服申立て。債務者は、計画不承認について不服申立て。	外国管財代表は裁判所選任である必要はなく、DIP型でも構わないとして、倒産手続を承認した原審を維持。 子会社免責を含む計画案を認可する外国裁判所決定も承認をする余地はあるが、本件では要件を満たさないとして、計画不承認とした原審を維持。
Morning Mist Holdings Ltd. v. Krys (In re Fairfield Sentry Ltd.)	714 F.3d 127	2nd Circuit	April 16, 2013	（458 B.R. 665の関連事件） BVI法人債務者の株主が、代表訴訟を提起。その後、BVI法人の清算手続が米国で承認されたため、同代表訴訟は自動停止。そこで、同株主は、BVIにCOMIなしとして、承認決定に対して不服申立てをした。	債務者のCOMIはChapter 15 申立時においてBVIにあり、BVI倒産手続開始から承認申立迄の間に、COMIを悪意で操作してもいない、として原決定を認可した。
Oak Point Partners, Inc. v. Lessing	LEXIS 56674	Northern District of California	April 19, 2013	親会社の子会社に貸金あり。親会社が米国でChapter 11を申請し、子会社はドイツで破産手続を開始。親会社は、財産（貸金債権を含む）を第三者に譲渡。第三者が、子会社に対して、譲受にかかる貸金債権の届出をしたところ、子会社管財人が異議を出したため、当該第三者が支払いを求めて米国裁判所に提訴。子会社管財人は、国際礼譲を理由とする、請求棄却を求めた。	倒産手続が主要手続として承認されれば、債務者に対する手続は自動停止されるが、承認がない時点では、国際礼譲を理由とする請求棄却申立は認められないとして、同棄却申立を棄却した。なお、答弁書変更の申立ては許可した。

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
IN RE: ABC LEARNING CENTRES LIMITED	728 F.3d 301	3rd Circuit	August 27, 2013	親会社（オーストラリア法人）の米国子会社の取引債務について、親会社が保証。親会社について、取締役申立てにより管理者（Administrator）が選任され、担保権者の申立てにより保管人（Receiver）が選任された。取締役決議により管理者は清算人（Liquidator）となったが、清算人は、法人の管理権限を保管人に委ねた。その後、清算人が、米国裁判所にて倒産手続を主要手続として承認を得て、自動停止効を得た。債権者が不服申立て。	オーストラリア法では、担保権者申立てにかかる担保物の保管人と会社の清算人とは併存する。同国法では、担保権者が、倒産手続外で担保権を独立に実現し得る点で、米国法とは異なるが、それゆえに米国の公益に明白に反するわけではないとして、同清算手続の承認を認めた。（原決定を認可） →その後、上告不受理(Feb. 24,2014)
In re Sino-Forest Corp	501 B.R. 655	Bankruptcy Court for the Southern District of New York	November 25, 2013	債務者会社の財務諸表に虚偽があったことを理由とする賠償を求めて、カナダで集団訴訟が提起される。原告は、米国及びカナダに在住する者で、被告は、債務者会社・その役員・監査法人。債務者会社は、カナダで倒産手続をおこない、米国で承認を受けた。その後、集団訴訟についてカナダで和解が成立。同和解決定について、監査法人が米国での承認を求めた。	監査法人（カナダ倒産手続の当事者ではない第三者であるが、和解当事者）の責任免除を認めた和解決定について、関係者から異議もなく、先例（Metcalf, 421 B.R. 685）にも合致するとして、承認をした。
JAFFÉ v. SAMSUNG	737 F.3d 14	4th Circuit	December 3, 2013	ドイツ倒産手続の管財人が、米国で同倒産手続の承認を求めるとともに、破産者が米国内に有する特許権についてなされたライセンス契約の相手方に対して、破産により無効化した旨の通知をした。破産裁判所は、ドイツ手続を主要手続として承認したが、制約条件として、倒産法365(n)（ライセンスを保護する規程）の条件を付した。 管財人が不服申し立て。	破産裁判所は裁量救済を与えることができるところ、破産裁判所が、管財人のライセンス契約の一方的解除について、米国の公序に関るとして、これを制約した措置は、裁量の範囲内である（原決定を認可）
DRAWBRIDGE SPECIAL OPPORTUNITIES FUND LP v. KATHERINE ELIZABETH BARNET	737 F.3d 238	2nd Circuit	December 11, 2013	オーストラリア清算手続の清算人が、同手続の米国での承認を取得。これに対して、利害関係人（清算人から訴訟を起こされ、米国で証拠開示を命ぜられていた被告）が、不服を申し立てた。	米国内に住所もなく、財産もない場合、倒産法109(a)の要件を欠くから、当該外国倒産手続は承認すべきでない（原決定を破棄し差戻し）

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
Krys v. Farnum Place, LLC (In re Fairfield Sentry Ltd.)	768 F.3d 239	2nd Circuit	September 26, 2014	(458 B.R. 665 及び 714 F.3d 127の関連事件) BVI清算手続の清算人が米国で同手続の主要手続としての承認を取得。清算人は、保有資産たる債権を入札にかけて売却した（BVI裁判所及び米国裁判所の承認が停止条件）。その後、債権価値が暴騰したため、清算人は履行を拒否。BVI裁判所は同売却を承認。清算人が、米国破産裁判所に対し、契約を非承認とするよう申し立てたが、裁判所は、財産所在地はBVIであるとして審査申立てを棄却した。 清算人が不服申立て。	Chapter 15 手続で米国内の資産を売却する場合、倒産法363条の審査を受けるべきところ、本件債権は米国で差押可能なものであるから、米国内にある資産であり、審査対象となる。（原決定を破棄し差戻し） なお、審査に際しては、先例（契約後の事情を踏まえ売却不可としたもの）を参照すべし。 →その後、破産裁判所が売却不承認決定（539 B.R. 658, 2015年）→地裁承認→巡回裁判所承認（690 F. APPX. 761, 2017年）
Coinlab Inc. v. MtGox KK	LEXIS 189121	District Court for the Western District of Washington	October 27, 2014	原告が、日本法人及びその親会社を、ライセンス契約違反で米国裁判所に訴える。その後、日本法人が民事再生の申立てをおこなうも、破産に移行。日本の破産手続につき米国での承認があり、上記訴訟は停止。原告が、親会社は破産手続中ではないとして、上記自動停止からの救済を求めた。	破産による自動停止は債務者にのみ適用されるが、裁判所は内在的権限行使により、その事件進行を停止できる。もっとも、本件では、日本法人の破産手続が長引くであろうこと、親会社は破産していないことを踏まえ、親会社についての訴訟停止は解除する。
Firefighters' Ret. Sys. v. Citco Grp. Ltd.	796 F.3d 520	5th Circuit	August 6, 2015	ケイマンのファンドに投資をしていた原告が、同ファンドの関連会社が米国で倒産、ケイマンのファンドもケイマンで倒産手続を採ったことから（米国でChapter 15承認）、ファンド関係者を被告として、米国の州裁判所に訴えを提起した。被告は、連邦地裁への移送手続（Removal）を採った。原告は、連邦地裁には事物管轄がないと主張。連邦地裁は、事物管轄はあるが、管轄権行使を控える旨の決定をした。被告が不服申立て。	Chapter 15 に関する案件を一個の裁判所体系に集中させる法の趣旨からすると、Chapter 15 関連事項を含む事件につき、州裁判所から移送を受けた連邦地裁が管轄権行使を控えることはできない。原告主張によれば、破綻した米国関連会社は、被告やケイマンのファンドの分身であり、ケイマンのファンドへの投資損失の回復を求めるのであるから、本件は、Chapter 15 手続下の同ファンドの責任に影響を与えるChapter 15 関連事案である。（原決定破棄、差戻し）

事件名	掲載誌	裁判所	裁判日	事案の内容	判断事項
Marigrove, Inc. v. Pinto (In re Aereas)	644 Fed. Appx. 959	11th Circuit	March 3, 2016	米国にて外国手続の承認を得た管財人が、債務者の財産横領について秘密調査をするため、一部記録について、非開示処理を求め、米国破産裁判所はこれを認めた。これに対して、利害関係人が、非開示対象となり得るのは商業上の秘密情報にかかる調査に限定されるべきとして、不服申立て。	非開示対象を商業上の情報に限定する理由はない。非開示決定に際して、裁判所が、差し迫った利益や十分な理由を認定する必要もない。破産裁判所の裁量逸脱は存在しない。(原決定を維持)
Trikona Advisers, Ltd. v. Chugh	846 F.3d 22	2nd Circuit	January 18, 2017	KとCとは、共同出資しケイマン法人を運営していたが、事業失敗につき仲違い。Kが、米国裁判所にて、Cを忠実義務違反等で提訴。更に、Kは、ケイマン法人の役員からCを解任し、上記訴訟の原告をケイマン法人と変更した。Cは、ケイマン裁判所に対して、同法人の清算を申請。Kは、Cの忠実義務違反等を主張して争うも、ケイマン裁判所は、清算決定をおこなう。米国裁判所は、ケイマン裁判所の決定と同様の事項が争われているとして、付随的禁反言の原則(Collateral Estoppel)により、原告の請求を棄却した。原告が不服申立て。	ケイマンの清算手続について、米国での承認手続は採られていないが、米国裁判所は、原告たるケイマン法人の清算を認める旨のケイマン裁判所の決定における審理において争点となった事項(Cの忠実義務違反等)について、付随的禁反言の原則を適用することは可能である。(原決定を維持)
Farnum Place, LLC v. Krys (In re Fairfield Sentry Ltd.)	690 Fed. Appx. 761	2nd Circuit	May 22, 2017	(768 F.3d 239の関連事件) BVI清算手続の清算人(米国承認)が保有資産たる債権の売却後に価値が急上昇したことを受けて、不承認を求めた。米国破産裁判所が不承認決定。譲受人が不服申立て。	Chapter 15 手続で米国内の資産を売却する場合、倒産法363条の審査を国内手続き同様に受けるべきとの先例判断に変更の必要はない。売却後の価値上昇は、取引不承認のビジネス上の理由となる。(原決定を承認) →その後、上告不受理(Oct. 2, 2017)